さいたま市告示第338号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年2月14日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ビバモールさいたま新都心

所 在 地 さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表 者代表取締役 橘正喜

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(変更前) 別表「小売業者一覧表(変更前)」参照

(変更後) 別表「小売業者一覧表(変更後)」参照

(4) 変更の年月日

別表「小売業者一覧表(変更後)」参照

(5) 変更する理由

別表「小売業者一覧表(変更後)」参照

2 届出年月日

令和5年1月30日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年2月14日から令和5年6月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048 (829) 6179

FAX 048 (829) 6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提 出によりこれを述べることができます。

- (1) 意見書の提出期間令和5年2月14日から令和5年6月14日まで。
- (2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

別表 小売業者一覧表

(変更前)

	氏名 (名称)	代表者氏名	住所	変更理由	変更年月日
1	株式会社ビバホーム	代表取締役 坂本 晴彦	埼玉県さいたま市浦和区上 木崎一丁目 13 番 1 号	_	_
2	株式会社マミーマート	代表取締役 岩崎 裕文	埼玉県東松山市本町二丁目 2番47号	_	_
3	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 清二	広島県東広島市西条吉行東 1丁目4番14号		
4	株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸市新松戸東 9 番 地 1	_	
5	株式会社AOKI	代表取締役 上田 雄久	神奈川県横浜市都筑区葛が 谷 6-56	_	
6	株式会社ジーンズメイト	代表取締役 富澤 茂	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目 49番4号	_	_
7	株式会社ワシントン靴店	代表取締役 北川 裕久	常山県宮山市婦中町青島 5 番5号	_	-
8	株式会社三城	代表取締役 澤田 将広	東京都港区海岸一丁目2番3号	_	_
9	ゼビオ株式会社	代表取締役 加藤 智治	福島県郡山市朝日三丁目 7番35号	_	_

(変更後)

,,,,	(XXX)								
	氏名 (名称)	代表者氏名	住所	変更理由	変更年月日				
I	アークランズ株式会社	代表取締役 坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃 445 番 地	経営統合による名 称及び住所変更	令和4年9月1日				
2	株式会社マミーマート	代表取締役 岩崎 裕文	埼玉県東松山市本町二丁目 2番47号	_	_				
3	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 清二	広島県東広島市西条吉行東 1丁目4番14号	-	_				
4	株式会社マツモトキョシ	代表取締役 松本 貴志	千葉県松戸市新松戸東 9 番 地1	代表者交替のため	令和3年4月1日				
5	株式会社AOKI	代表取締役 森 裕隆	神奈川県横浜市都筑区葛が 谷 6-56	代表者交替のため	令和4年7月11日				
6	REXT株式会社	代表取締役 塩田 徹	東京都新宿区北新宿二丁目 21番1号	経営統合による変 更のため	令和4年6月1日				
7	株式会社ワシントン靴店	代表取締役 北川 裕久	富山県富山市総曲輪三丁日 5番5号	営業上の本社住所 から登記上本店住 所に変更	令和4年12月1日				
8	株式会社パリミキ	代表取締役 澤田 将広	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	名称変更及び営業 上の本社住所から 登記上本社住所に 変更	名称:令和4年4月 1日 住所:令和4年12 月1日				
9	ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目 7番35号	代表者交替のため	令和3年6月1日				